

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

令和3年度

物品又は役務の 名称及び数量 保守点検請負契約	随意契約担当部課の 名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約による こととした理由	その他必要な事項 (備考)
スポットビジョンスクリーナー AU-VS100S-J	総合病院山口赤十字病院 用度課  山口市八幡馬場53-1	令和3年5月7日	海井医科器械(株) 山口営業所  山口市小郡黄金町 12番16号	1,100,000円(税込)	契約にかかる予定価格が少額であるため、随意契約によることとした。 会計規則第36条5項 会計規則施行細則第35条2項	
膀胱腎盂ファイバースコープ CYF-5A	総合病院山口赤十字病院 用度課  山口市八幡馬場53-1	令和3年4月23日	ディーエスアルプレッサ (株)山口機器試薬支店  山口市江崎字徳神二 2213番地6	1,017,500円(税込)	契約にかかる予定価格が少額であるため、随意契約によることとした。 会計規則第36条5項 会計規則施行細則第35条2項 に該当	
システム8 コードレスドライバー	総合病院山口赤十字病院 用度課  山口市八幡馬場53-1	令和3年5月6日	海井医科器械(株) 山口営業所  山口市小郡黄金町 12番16号	1,540,000円(税込)	契約にかかる予定価格が少額であるため、随意契約によることとした。 会計規則第36条5項 会計規則施行細則第35条2項	
ホルタ心電図解析ソフト、 HPS-100AF	総合病院山口赤十字病院 用度課  山口市八幡馬場53-1	令和3年5月31日	フクダ電子広島販売(株) 山口営業所  山口市小郡栄町1-10	1,595,000円(税込)	契約にかかる予定価格が少額であるため、随意契約によることとした。 会計規則第36条5項 会計規則施行細則第35条2項 に該当	
多用途透析用監視装置 DCS-200Si	総合病院山口赤十字病院 用度課  山口市八幡馬場53-1	令和3年9月7日	日機装(株)メディカル事業本 部 中四国営業部  広島県広島市安佐南区緑 井3-3-20	1,584,000円(税込)	契約にかかる予定価格が少額であるため、随意契約によることとした。 会計規則第36条5項 会計規則施行細則第35条2項 に該当	
多用途透析用監視装置 DCS-200Si	総合病院山口赤十字病院 用度課  山口市八幡馬場53-1	令和3年12月23日	日機装(株)メディカル事業本 部 中四国営業部  広島県広島市安佐南区緑 井3-3-20	1,584,000円(税込)	契約にかかる予定価格が少額であるため、随意契約によることとした。 会計規則第36条5項 会計規則施行細則第35条2項 に該当	

物品又は役務の 名称及び数量 保守点検請負契約	随意契約担当部課の 名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約による こととした理由	その他必要な事項 (備考)
セントラルモニタ WEP-1400-Z06	総合病院山口赤十字病院 用度課  山口市八幡馬場53-1	令和4年2月17日	ティーエスアルフレッサ (株)山口機器試薬支店  山口市江崎字徳神二 2213番地6	1,870,000円(税込)	契約の性質・目的が競争を許さな いため、随意契約によることとし た。 会計規則第36条3項 会計規則施行細則第35条11項 に該当	
超音波画像診断装置 Versana Balance	総合病院山口赤十字病院 用度課  山口市八幡馬場53-1	令和4年3月31日	アイディーアイ(株) 山口営業所  山口市小郡黄金町12番12 号	1,970,000円(税込)	契約の性質・目的が競争を許さな いため、随意契約によることとし た。 会計規則第36条3項 会計規則施行細則第35条11項 に該当	
コア2 コンソール 5400-052-000	総合病院山口赤十字病院 用度課  山口市八幡馬場53-1	令和4年3月30日	海井医科器械(株) 山口営業所  山口市小郡黄金町 12番16号	2,255,000円(税込)	契約の性質・目的が競争を許さな いため、随意契約によることとし た。 会計規則第36条3項 会計規則施行細則第35条11項 に該当	
GeneXpeatシステム GX-IV	総合病院山口赤十字病院 用度課  山口市八幡馬場53-1	令和3年6月18日	正晃(株) 山口営業所  山口市小郡大江町7-12	4,400,000円(税込)	契約の性質・目的が競争を許さな いため、随意契約によることとし た。 会計規則第36条3項 会計規則施行細則第35条11項 に該当	

## 備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加える事ができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。